

まず一步踏み出してみませんか？

農福連携の取り組みに対して、農業経営体からは、「さすがに障がい者に農業は無理」「どんなことができるのか」「接し方がわからない」、障がい者施設からは、「参入したいが農業の知識がない」「資金が必要」などの意見が寄せられます。

作業の細分化、単純化

農作業には、知識と経験が必要ですが、作業を細分化し、単純な作業にまで切り分けてゆくと、障がい者に限らず、経験が浅くても比較的容易に取り組むことができます。

見極めができる

たとえば、「草引き」では、①残さず順序立てて草を引いているかを見ることで、思考・判断力、パターン化していない作業への適応力を、②しゃがみ姿勢で草引きを続けているか、すぐ腰を降ろすかを見ることで、作業負担度の大きい作業に求められる体力があるかを見ることができます。

※農業分野における障害者就労支援 知的障害者と農作業のマッチング・ハンドブック(発行：兵庫県・兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター能力開発課)から引用。

「障がい者」とひとくくりにはできません。農業経営体の皆さんには、作業委託による受け入れから、障がい者施設の皆さんには、自前での農業経営を考えておられる場合も、まずは作業受託からはじめてみませんか。

ぎふアグリチャレンジ支援センター(農福連携推進室)には、農福連携コーディネーターが常駐し、農業経営体、障害福祉サービス事業所双方の意向を聴き、農作業受・委託のマッチングを行なっています。

また、農業経営体に対して、作業委託などの障がい者の受け入れ体験に対する助成や、障がい者の作業環境改善のための施設・設備の整備助成、障がい者(・施設支援員)との間に入って円滑な取り組みを支援する人材の派遣制度があります。

支援事業

障がい者の受入体験に対する助成

対象 はじめて障がい者を受け入れる※農業経営体 ※障害福祉サービス事業所への作業委託又は雇用

内容 作業委託料又は賃金の一部※を助成。 ※5日以上30日以内、10万円まで

障がい者の作業環境改善のための助成

対象 障がい者を受け入れている農業経営体、障害福祉サービス事業として農業を行う法人

内容 ①機械・器具の購入、機械・施設の簡易な改修にかかる経費の一部※を助成 ※経費の1/2以内、50万円を上限

②資材の購入、機械等の賃借(代耕を含む)にかかる経費の一部※を助成 ※実額、10万円を上限

岐阜県農業ジョブコーチの派遣

対象 障害福祉サービス事業所に作業を委託するか障がい者を雇用する農業経営体

内容 農業者には、障がい者との接し方や作業指示の方法、治具の工夫などを、障がい者本人や障害福祉サービス事業所職員には、作業手順や作業方法などを助言し、農福連携の取り組みが円滑に行われるよう支援する

障がい者農業就労支援サポーターの派遣

対象 農業経営体から農作業を受託又は障害福祉サービス事業として農業に参入する事業所

内容 障害福祉サービス事業所職員と連携して、利用者(障がい者)に作業内容や作業方法を伝え、指導する

助成要件や手続き方法など、詳細はホームページをご覧ください。[URL] <http://www.gifu-notiku.com/>

一般社団法人 岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター)農福連携推進室

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎

[TEL] 058-215-1503 [FAX] 058-276-1268 [URL] <http://www.gifu-notiku.com/>